第９次笠間市交通安全計画の概要

第９次笠間市交通安全計画を策定しました。

交通安全計画は、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法に基づき、国および地方公共団体が策定するものです。

市条例の規定により、警察を始め交通安全協会、交通安全母の会等の関係機関・団体の代表による交通安全対策協議会において検討をしてきましたが、この度、内容がまとまりました。

今後、平成27年度までに次のとおり、目標を掲げ交通安全対策を講じていきます。

1．策定根拠	交通安全対策基本法第26条第１項に基づき、笠間市交通安全対策協議会（会長：笠間市長）が策定する。
2．策定方針	県の第９次交通安全計画に基づき、本市の交通事故状況等を踏まえ策定する。

目　　標

◆年間の交通事故死者数を平成27年度までに**３人以下（平成22年６人）**

◆年間の交通事故発生件数を平成27年度までに**300件以下（平成22年387件）**

基 本 方 針

◆被害者の立場に立った交通安全意識の普及

◆人優先を基本として安全な道路交通社会の実現

1．人に係る安全対策 …… 小学生の自転車利用の技能と知識習得

2．交通機関に係る安全対策 …… 事業所の安全運転管理

3．交通環境に係る安全対策 …… 人優先の交通環境の整備

今後の道路交通安全を考える視点

視点１　安全で円滑な道路交通環境の確保

○歩行者と自転車の安全

○災害に強い道路交通施設

視点２　交通安全教育の充実

○交通安全教育指導員を設置し小中学生の教育

○参加・体験・実践型の教育

視点３　交通ボランティア等との連携の充実

○交通ボランティア等の活動支援

○リーダー育成

これからの取組み（抜粋）

施策・取組み等

1 道路交通環境の整備

①人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ●通学路の歩道整備等の推進　⇒ 押しボタン信号機・横断歩道の拡充
- ●高齢者、障がい者等が安心して利用できる歩道整備の推進

②交通安全施設等整備事業の推進

- ●超高齢社会の到来を踏まえた歩行者・自転車対策の推進

2 交通安全思想の普及徹底

①段階的で体系的な交通安全教育の推進

- ●小学生に対する交通安全教育　⇒ 交通ルール指導、自転車の乗り方 重点
- ●中学生に対する交通安全教育　⇒ 交通マナー、自転車等の危険性の指導 重点
- ●高齢者に対する交通安全教育　⇒ 参加・体験・実践型の教育、反射材の活用普及

②効果的な交通安全教育の推進　⇒ 交通安全教育指導員の確保・育成 重点

③交通安全に関する普及啓発活動の推進

- ●自転車の安全利用の推進　⇒ 小中学生へのルールの周知・徹底、反射材の取付け 重点
- ●反射材の普及促進　⇒ 歩行者（特に高齢者）への利用促進、自転車側面への取付け

④交通ボランティア等の活動支援　⇒ 資料の提供、リーダーの育成、ＰＴＡ関係強化

⑤住民の参加・協働の推進　⇒ 市民参加型の教室、関係機関と交通ボランティア等との協働

3 安全運転の確保

①高齢運転者対策の充実　⇒ 交通安全教室の充実、運転免許自主返納制度の支援と周知

②シートベルトおよびチャイルドシート着用の徹底
⇒ 着用効果と着用方法を周知し、着用の徹底化

4 道路交通秩序の維持

⇒ 自転車無灯火・二人乗り・信号無視等の違反行為をさせない環境づくり

5 救急・救助活動の充実

⇒ 救急・救助体制の強化、応急手当の普及

6 被害者支援の推進

⇒ いばらき被害者支援センターと協力した支援体制

7 災害時の緊急措置

⇒ 停電しても消えない信号機の普及を要望

[問合せ] 市民活動課（内線135）

○笠間警察署からのお知らせ　～交通事故から自分の身を守るため～

笠間警察署では、高齢者クラブの各種大会などへ出向いて、反射材の効果や交通安全に関する出前講座を実施中です。
ぜひ、皆さんの催し会場に呼んでください。

連絡先 ☎0296-73-0110　笠間警察署交通課企画係